

介護・ヘルパーネット NEWS ⑤

全国労働組合総連合 〒113-8462 文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階 TEL03-5842-5611

介護現場の感染症対策を強化し、 労働者には特別手当を！



新型コロナウイルス感染症による 介護崩壊を阻止するための緊急厚労省要請 —全労連 介護・ヘルパーネット

新型コロナウイルスの感染拡大で介護サービス現場が深刻な事態となっているなか、全労連介護・ヘルパーネットは5月14日、厚労省に対し「新型コロナウイルス感染症による介護崩壊を防ぐ」対策を求める緊急要請を行ないました。厚労省から老健局介護保健課中島由紀子主任調査員をはじめ職安局、老健局担当者が対応しました。厚労省担当者からの回答の後、参加者から、「感染源にならない、感染者を出さないよう、家に帰っても気を抜けない」「平時の低賃金でがんばっている介護労働者の離職を防ぎ、新規採用を増やすためにも、国のメッセージとして特別手当を出してほしい」（福祉保育労）、「利用者、家族に感染者が出たら介護サービスが受けられなくなる状態になっているが、どうしたらいいのか。相談が来ても自治体も答えを出せない」「訪問に行けなくなり家族からのDVが増えている」（自治労連）、「必要なサービスが受けられない、マスクも足りない、減収で先が見通せない」（東京）、「マスク、消毒液や防護服がない」「高齢化している登録ヘルパーが感染を恐れて長期の休みを取ってしまい、人手不足になって利用者を受けられない。そうすると減収になり事業所が持たない」「感染防止策が現場まで伝わっておらず、不安な思いを抱えながら介護している」（医労連）など深刻な介護現場の実態を訴えました。最後に要請団を代表して全労連の岩橋祐治 副議長は「利用者、労働者の感染への不安から現場は十分なサービスを提供できなくなっている。介護する側もされる側もPCR検査を行うこと、踏み込んだ感染防止マニュアルなど、安心して仕事をするためもうひと工夫した感染防止対策をお願いしたい。がんばっている介護労働者に対する国からの激励メッセージとして、広く特別手当の支給をお願いしたい」と強調しました。

要請内容

- 1 介護利用者と介護労働者の感染防止を徹底すること。マスクや消毒液といった衛生材料の手配・確保を国の責任で行うこと。
- 2 介護事業所を倒産や廃業させないために全力を挙げる。そのためにも、介護事業所の休業・減収に対する補てんや膨らんでいる経費に対する助成を行うこと。その際、昨年の介護報酬実績は確保するとともに、臨時の介護報酬の増額を行うこと。
- 3 休業や仕事の減少にともなう、介護労働者に対する賃金補償を強めること。その際、介護労働者は全体として賃金が低いので全額保障できるように努めること。
- 4 ヘルパーをはじめとする介護労働者確保をいっそう強めること。そのためにも介護労働者の処遇改善＝賃金を大幅に引き上げ、人員配置基準を改善すること。
- 5 介護事業所の休業・縮小に伴い仕事を休んで介護する家族に対し、利用料の減免や家族介護手当金（仮称）を支給すること。
- 6 介護保険制度そのものを抜本的に見直し、介護報酬や給付費の抑制路線を転換すること。
- 7 コロナ感染拡大の下でも奮闘している介護労働者全員に国が予算措置を行って「特別手当」を支給すること。

次回署名提出行動は5月27日12時です！

介護署名は4万3,596人分（全労連集約分）

—10万人目標まであと5万6,404人！

■情報■

介護のコロナ対応でかかり増し経費を助成 厚労省通知

厚生労働省は15日付で、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」と題する老健局長通知（老発0515第1号）を都道府県などに出しました。通常の介護サービスの提供では想定されない、同感染症への対応で生じるかかり増し経費を助成するとしています。

介護・ヘルパーネットの厚労省要請への回答では、利用者や職員に感染者が発生した事業所や、休業要請が出された事業所、濃厚接触者が発生した事業所について、サービス提供を継続する観点から、職員を確保する費用や消毒にかかる費用など、コロナの影響によって膨らんだ経費（かかり増し経費）について助成を行うとしています。また労働者確保のために職業紹介を使ったときに、人材派遣料や危険手当などの割増賃金、各種手当についても使えるようにしているとのことでした。

<http://www.roken.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/05/0515-1.pdf>